

えどがわ推し P R 隊体験企画運営業務委託
仕様書（案）

1 事業目的

江戸川区（以下「区」という。）は、区民の区に対する愛着や誇り、区の魅力資源にかかる認知やイメージ向上を目的として、区内外への多様な魅力発信を展開してきた。

本事業は、区民等が主体となって区の魅力を発信する「えどがわ推し P R 隊」（以下「メンバー」という。）による区の魅力発見及び Instagram を中心とする P R 活動の活性化をとおして、区に対する愛着と誇りを高めること目的とする。また、いっそうの区内外への波及効果を図り、区内外での区の認知とイメージ向上を目指す。

2 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 「えどがわ推し P R 隊」概要

(1)メンバー

- ・区民、区内に通勤もしくは通学する者
- ・登録者数：令和 6 年度：第 1・2 期 47 名
令和 7 年度：未定

令和 7 年 5 月末まで 20 名募集実施、今後追加募集

(2)活動内容

- ・メンバーが Instagram の個人アカウントを使って、様々な媒体と機会を活用して区の魅力を発信する。
- ・区は Instagram 公式アカウント「えどがわ推し P R 隊」アカウントを運用し、メンバー投稿のリポストや区広報媒体との連携調整を行う。

4 業務内容

メンバーが主として Instagram を使った主体的な魅力の発信者として活動するため、区の魅力発掘・発見と投稿等 P R 活動の意欲醸成につながる効果的な各種企画を実施する。

実施にあたっては、企画とスケジュール等計画の作成、関係団体や施設管理者等との調整、会場・物品等の手配など企画運営に関する一切の業務を行う。

(1) 参加体験企画について

- ・テーマは、区の魅力に関わる幅広い地域資源を対象とする。また、受託者が潜在するととらえる区の魅力や民間の資源も含む。

【地域資源例】場所、施設、店舗、人、団体、事業者、物、イベントなど

- ・実施形態は、取材撮影企画、ゲスト企画、コラボ企画、イベント企画などメンバーが参加体験できる企画とする。また、一部オンラインによる実施の提案も可とする。
- ・区ならではの魅力発掘・発見につながる内容とするとともに、メンバーならではの体験など PR 活動の意欲醸成に結びつけるようなインセンティブを盛りこむこと。
- ・メンバーの活動の発展的な展開を見込み地域や人材との交流を含む企画の提案を可とする。
- ・本企画の提案については、以下(2)を含めて区と協議のうえ実施することとする。

(2) 企画の実施

- ・企画の実施は月 1 回～2 回とし、令和 7 年 10 月から令和 8 年 3 月までの間に 6 回の開催を上限とする。なお、時間単位、一日単位、日数単位で開催日程を設けることができるものとし、開催日程については、区と協議のうえ定めることとする。
- ・企画の規模に応じて、参加定員を設けることができるものとするが、企画全体をとおして可能な限り、全てのメンバーが企画に参加できるよう機会を担保する。
- ・参加者の募集及び参加者への連絡は区において行う。
- ・会場及び企画の実施に必要な物品は受託者において確保し、かかる経費は本業務の委託経費に含むものとする。原則として、メンバーから参加費は徴しない。
- ・企画の実施にあたっては、メンバーのボランティア保険等への加入を原則とし、手配にかかる費用等を本業務の委託経費に含めること。

(3) その他

- ・受託者の媒体による企画に関する PR も本業務の委託金額の範囲内で提案を可とする。
- ・企画の実施にあたっては、参加者に対して、各回アンケートを実施し、参加者の意見及び感想に対して企画運営へ反映するなど対応に努めることとする。

5 運営管理

- (1) 本企画の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可の手続きについては、原則として受託者が行うこと。また、各許認可等の手続きにかかる経費については、委託金額に含めるものとする。
- (2) 業務の実施にあたっては、区との連絡調整や打合せを十分に行うこと。
- (3) 打合せは、区と月1回以上行うこととし、一部オンラインを可とする。
- (4) 打合せを実施した際は速やかに記録をとりまとめ、区へ提出すること。
- (5) 業務を円滑に遂行するため、全体の進捗管理を行う統括責任者、本業務にかかる企画運営、連絡調整及び資料の作成等を行う担当者を置き複数人による体制と適切な人員配置を行うこと。また、企画当日も安全に運営できる体制と人員配置を行うこと。

6 再委託等の制限

受託者は、業務の全部または主要な部分を一括して再委託もしくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、区の承諾を得たときは、この限りではない。

7 成果物

受託者は、以下を事業の成果物として実績報告書に整え、紙面1部及びDVDディスク等により納品すること。

実績報告書

成果物にかかる物品及び電子データ

打ち合わせ議事録及び関係団体等協議資料

その他、区が指定するもの

8 成果品の権利及び利用

- (1) 本業務において制作された成果物に係る著作権、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、全て区に帰属するものとし、区は、区の広報物への使用等、二次利用できるものとする。ただし、成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、受託者が当該第三者に承諾を得るものとする。
- (2) 本業務により得られる成果物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

9 損害賠償

受託者が業務の実施に伴い、受託者の責に帰すべき理由により、第三者に損害を及ぼした場合は受託者がその損害を賠償しなければならない。

10 機密の保持

(1) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

受託者は、業務の実施に際して、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を適正に管理するとともに、個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。

11 その他

本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合には、区と協議のうえ、定める。